

## 「デキスパート ソフトウェア使用許諾契約書」

「デキスパート ソフトウェア使用許諾契約書」(以下「本契約」という)は、株式会社 建設システム(以下「甲」という)が製造したソフトウェアおよびマニュアル等に係わる全ての制作物(以下「本製品」という)を、使用されるお客様(以下「乙」という)に適用します。

なお、乙が本製品をインストール、複製、ダウンロードまたは使用した時点で本契約に同意したものとします。

また、本製品の保守については、別紙「デキスパート保守会員規約」に定めるものとします。

### 1. ソフトウェアに対する権利

ソフトウェアについての所有権、著作権その他の財産権は、甲に帰属します。

### 2. 使用許諾の内容

甲は乙に対し、乙がソフトウェアを下記の状態で非独占的に使用することのみを許諾します。

(1)乙はソフトウェアを1台のコンピュータでのみ使用できるものとします。ただし、1つのLAN環境内でプロテクタ認識ができるコンピュータにおいては、同時にソフトウェアを使用することができるものとします。

(2)乙は本製品を第三者へ貸与することはできません。

(3)本製品に関する乙の権利を販売、割り当て、または譲渡することを原則として許諾しません。乙の希望により権利を販売、割り当て、または譲渡する場合は、別途、甲との間で協議し許諾するものとします。

(4)複製したものを第三者に譲渡したり、使用させたりすることはできません。

(5)乙は本製品を解析、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。

### 3. 損害賠償

乙が前条に違反し、その他乙の責に帰すべき事由により甲の著作権を侵害し、甲に損害を与えたときは、甲に対して損害額を賠償しなければならぬものとします。

### 4. 代行業務サービス

乙が本製品を使用して、第三者への代行業務サービスを行う場合は、別途乙より甲に申し出た上で、甲乙協議の上で定めることとします。

### 5. 保証

本製品に欠陥がある場合、お買上げ後30日以内に限り無償で同種の良品と交換させていただきます。

ただし、以下の事由により本製品のプログラムソフトやマニュアル等が故障・損傷した場合は有償になります。

(1)マニュアルの記載内容に反する取り扱い

(2)甲がマニュアルで推奨する方法及び指定する環境以外の使用

(3)水害、火災、地震、停電、異常電圧、磁気など災害によるご使用ハードウェアの不完全作動

(4)記憶媒体の磨耗による起動不良など甲の責めに属しない原因に基づくご使用ハードウェアの不完全作動

### 6. 保証の対象

保証の対象は本製品のパッケージに同梱されている記憶媒体のみです。本製品を使用することで生じたハードウェア及び、ソフトウェア、データなどの故障・損傷は含みません。同様に、乙が作成したデータディスクやバックアップディスク及び入力業務用複製物なども保証の対象外とさせていただきます。

### 7. 保証制限

甲は、本契約に書かれた事項以外一切の瑕疵担保責任、保証責任を負いません。また、いかなる場合にも本製品を使用した結果については責任を負いません。

### 8. サポート

本製品に関する質問等のサポートは、デキスパート保守会員に登録後、「デキスパート保守会員証」が乙に到着した時点から開始します。ただし、以下の事由により、そのサポートが予告なく終了する場合がありますのであらかじめご了承ください。

(1)本製品が甲によってバージョンアップされた場合、その出荷日をもって乙に対する旧バージョンのサポートは終了します。

(2)本製品が製造中止となった場合、その日から向こう1年間はサポートを行います。ただし、プログラムのバグその他欠陥の修補についての記憶媒体交換サービスは、本製品製造中止後半年以内とします。

### 9. バージョンアップ

本製品は、ハードウェアやソフトウェアの技術進歩により事前の通知なしに仕様変更することがあります。

また、乙は甲が別途定める料金をお支払いいただくことにより、本製品のバージョンアップ製品を使用することができます。バージョンアップが実施された場合、旧バージョンは新バージョンの出荷と同時にその製造を中止します。尚、ハードウェアの機種によっては、新バージョンがその機種に対応しない場合がありますのであらかじめご了承ください。

### 10. プロテクタ装置に関して

『故障の場合』

(1)ご購入日より30日以内で、なお且つ甲へ故障したプロテクタ装置をご返送頂いた場合に限り無償で交換します。

(2)上記の期間を経過した場合には、甲へ故障したプロテクタ装置をご返送して頂いた上で有償にて交換します。

(3)本体に接続されている他社製品に起因する故障・障害・認識不良に関しては、上記期間内においても保証外とします。

『紛失の場合』

(1)如何なる理由に関わらず紛失の場合には一切の保証をいたしかねます。

### 11. 本製品に搭載されている方法以外でのインストールもしくは動作に関して、甲では責任を負いかねます。

### 12. 本契約の変更

甲は、甲の裁量において、本契約を随時変更することができるものとします。この場合、甲は、当該変更内容について事前にホームページ上で提示又は甲が別に定める方法で告知することにより乙に通知することとします。乙は、その通知後においても、引き続き本製品を使用した場合は、その変更内容に同意したものと見なします。

### 13. 合意管轄裁判所

本契約について紛争が生じた場合、甲の本店所在地の裁判所を専属的管轄裁判所とし、また、裁判所外の紛争処理機関により解決を図る場合にも甲の本店所在地の機関を専属的管轄場所とします。

平成22年6月18日 改定